

静岡県告示第161号

地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第330号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月19日

静岡県知事 川勝平太

別表を次のように改める。

別表

補助の対象					補助額
番号	事業の区分	事業の内容	対象経費	補助基準額	
1	対面相談事業	平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知別紙「地域自殺対策強化事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）3(1)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	知事が必要と認めた額	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
2	電話相談事業	国実施要綱3(2)に該当する事業			
3	人材養成事業	国実施要綱3(3)に該当する事業			
4	普及啓発事業	国実施要綱3(4)に該当する事業			
5	自死遺族支援機能構築事業	国実施要綱3(5)に該当する事業	(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入		

			費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
6	計画策定実態調査事業	国実施要綱3(6)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
7	若年層対策事業	国実施要綱3(7)に該当する事業	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、
8	深夜電話相談強化事業	国実施要綱3(8)に該当する事業		総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを
9	自殺未遂者支援事業	国実施要綱3(9)に該当する事業	(若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業並びに深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、	
10	災害時自殺対策継続支援事業	国実施要綱3(10)に該当する事業	備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担	

			<p>金、補助金等。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業並びに深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>
11	自殺未遂者支援・連携体制構築事業	国実施要綱3(1)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
12	災害時自殺対策事業	国実施要綱3(2)に該当する事業	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する
13	ハイリスク地対策事業	国実施要綱3(3)に該当する事業		

14	地域特性重点特化事業	国実施要綱3(14)に該当する事業	<p>費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合</p>
----	------------	-------------------	---	--

					は、これを切り捨てた額)以内
--	--	--	--	--	----------------

様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第7号から様式第10号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。